

「棚倉線」は、白河駅から石川街道を東に進み、東域内の刈敷坂交差点を南下し、棚倉町へ向かう路線です。東風の台公園でスポーツをしたあと、きつねうち温泉に入ってゆっくりくつろぐのは最高です。夏休み期間を利用して、お子さんと一緒に路線バスで出掛けてみませんか。なお、詳しい情報は、市のホームページでご覧いただけます。



路線バスの旅 白河の魅力再発見!! VOL.5 「棚倉線」

本庁舎企画政策課
☎21111 内2327

地元の農家や店主で構成される「東産直の会企業組合」が中心となり、地元の新鮮で安心な特産品を提供している直売所です。

◎ふれあいの里



徒歩20分

図書館・文化ホールなどの施設を備えている「多世代交流センター」の中にある温泉施設。サウナ・広間・売店・軽食コーナーがあります。

◎きつねうち温泉



徒歩5分

図書館・文化ホールなどの施設を備えている「多世代交流センター」の中にある温泉施設。サウナ・広間・売店・軽食コーナーがあります。

◎東風の台運動公園



徒歩5分

ウォータープレイ付屋内プールは、子どもに大人気。体育館、テニスコートなどがある総合運動公園。キャンプ場もあります。

江戸時代後期から明治維新までの約60年間、ここに越後高田藩の陣屋があり、領地は西白河郡から岩瀬郡、須賀川市まで及んでいました。

◎釜子陣屋跡



徒歩1分

ウォータープレイ付屋内プールは、子どもに大人気。体育館、テニスコートなどがある総合運動公園。キャンプ場もあります。

◎矢越の森



徒歩15分

矢越の森の名は、八幡太郎義家が安部氏追討の際、陣ヶ平（東深仁井田）に陣をとり弓の勢いを試すため一矢を放ったことに由来します。

◎東風の台運動公園



徒歩5分

ウォータープレイ付屋内プールは、子どもに大人気。体育館、テニスコートなどがある総合運動公園。キャンプ場もあります。

夏季の節水について

■夏は水が不足します

これからは、プール、打ち水、花壇への散水、洗車など、水道水の使用量が増えるほか、梅雨明け後で降水量が少なくなる時期でもあり、水不足になりやすい季節です。

手洗いや食器洗いの際の水の出し過ぎや流しっぱなし、シャワーの水量や時間に気をつけるなど、節水に心掛けてください。

■節水グッズを有効に使いましょう

節水の方法は、水の使い方ではありません。現在は様々な節水グッズが販売されており、上手に使うことでさらに効果的な節水が可能です。

代表的なものとして蛇口から出る水量を抑える節水コマや節水シャワーヘッド、雨水を再利用するための雨水タンクなどがあります。また、様々なタイプの節水型洗濯機も開発されていたり、手洗いに比べて大幅

に水道使用量を減らす食器洗い機もあります。水道使用量を減らすことで、水道水を供給するためのエネルギーの消費も抑え、地球温暖化防止にも繋がりますので、皆さんのご協力をお願いします。

《「市環境基本計画改定版（案）のパブリックコメント」を募集します》

●対象者 ①市内に在住・在学・在勤している方
②市内に事務所・事業所を有する個人・法人・その他の団体

●募集期間 8月2日(月)～31日(火)

●提出方法 計画書を閲覧し、所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法で提出してください。なお、計画書及び様式は市ホームページからダウンロードできます。

本庁舎生活環境課 ☎21111 内2167
各庁舎市民福祉課 表郷 ☎2113 大信 ☎463974 東 ☎2113

児童扶養手当が父子家庭にも支給されます

8月1日から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されます。受給するには、申請（認定請求）が必要です。

◆申請について

- 7月31日までに支給要件に該当している父子家庭は、11月30日までに申請すれば「8月分」から支給されます。
- 8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した父子家庭は、11月30日までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- 11月30日以降の申請については「申請の翌月分」からの支給になります。
- 8月～11月分が支給されるのは12月11日です。

◆申請に必要なもの

- 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は外国人記載事項証明書）※離婚の場合は離婚日の記載があるもの ※発行から1カ月以内のもの
- 年金手帳
- 銀行の通帳
- 印鑑
- 1月2日以降の転入者は、所得、控除、扶養人数の記載がある所得証明書
- ※その他（請求事由によっては申立書等が必要になりますので、お問い合わせください）

◆支給要件

- 次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）児童を監護している父または父にかわってその児童を養育している人
 - ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②母が死亡した児童
 - ③母が一定程度の障がいの状態にある児童
 - ④母の生死が明らかでない児童
 - ⑤その他（母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童等）
- ※支給要件に該当していても、父が年金を受給している等、個々の事情により支給されない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

◆所得制限

- 受給資格者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の控除後所得が、下記の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月まで）は、手当の全部または一部が支給停止になります。

税法上の扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
	以下1人増すごとに38万円加算	以下1人増すごとに38万円加算	以下1人増すごとに38万円加算
	老人扶養親族（70歳以上）1人につき10万円加算、特定扶養親族（16歳以上23歳未満）1人につき15万円加算		老人扶養親族（70歳以上）1人につき6万円加算 ただし、扶養親族がすべて70歳以上のときは1人を除きます

◆手当額

- 受給資格者が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得等により決められます。

区分	全部支給者	一部支給者
児童1人	月額41,720円	所得・控除に応じて月額9,850円～41,710円まで10円きざみの額
児童2人	児童が1人のときの額に5,000円を加算	児童が1人のときの額に5,000円を加算
児童3人以上	3人目から児童1人増すごとに3,000円を加算	3人目から児童1人増すごとに3,000円を加算

【申請・問い合わせ先】

本庁舎こども課 ☎21111 内2732 / 各庁舎教育振興課 表郷 ☎24782 大信 ☎463975 東 ☎343146